相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲三六八八番地、最後の住所神奈川県海老名市門沢橋二丁目一九番九号サンライズ・ヴィラ海老名　被相続人　亡　樋口　一子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

横浜市中区本町二―一九弁護士ビル七階　相続財産管理人　弁護士　吉川知惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市久方町二番地、最後の住所富山市坂本三一一〇番地　セーナー苑　被相続人　亡　山口　栄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

富山市千石町二丁目六番四―七〇二号　ダイアパレス千石町　相続財産管理人　石山　努

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市中央通町一六九番地、最後の住所石川県白山市橋爪町七五一番地二〇　被相続人　亡　三口　純子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

事務所石川県金沢市新保本一丁目四四四番地二　相続財産管理人　司法書士　四十洲一哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡富士川町天神中條九〇五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長澤與四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

山梨県甲府市中央一丁目一二番四二号甲府第一法曹ビル四―A舞鶴法律事務所　相続財産管理人　弁護士　猪狩　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北安曇郡白馬村大字北城五二九二番地、最後の住所長野県北安曇郡白馬村大字北城一九四五番地一　被相続人　亡　倉品　好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

事務所長野県松本市沢村三丁目一番五号二階　相続財産管理人　長瀬　孝浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区丸の内二丁目二番七号丸の内弁護士ビル八〇三号黒澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　黒澤　佳代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市宝町二二番地、最後の住所愛知県蒲郡市宝町一三番一〇号　被相続人　亡　山本伊代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

愛知県豊橋市前田中町八番地の二四　相続財産管理人　弁護士　植村　恭介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

名古屋市中区丸の内二丁目二番七号丸の内弁護士ビル八〇三号黒澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　黒澤　佳代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市緑区南陵四〇一番地、最後の住所名古屋市緑区南陵四〇一番地桶狭間荘六棟一〇五号　被相続人　亡　田口ミヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

名古屋市中区丸の内二丁目二番七号丸の内弁護士ビル八〇三号黒澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　黒澤　佳代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市宝町二二番地、最後の住所愛知県蒲郡市宝町一三番一〇号　被相続人　亡　山本伊代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

愛知県豊橋市前田中町八番地の二四　相続財産管理人　弁護士　植村　恭介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階　相続財産管理人　弁護士　野田　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市末広町一九番地一、最後の住所大阪府大阪市大正区泉尾一丁目三七番二二号内野パークマンション一〇二号　被相続人　亡　井上　明彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

大阪市中央区石町二丁目三番九号天満橋コードビル七階　相続財産管理人　弁護士　奥田　愼吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県伊丹市北野三丁目四五番地、最後の住所奈良市右京二丁目一番地の二平城第二団地五二―一〇一　被相続人　亡　中山　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

奈良市高天町一九―一奈良今西ビル四階古都の風法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中谷　祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県春日市ちくし台五丁目一一二番地、最後の住所福岡県春日市ちくし台五丁目一一二番地　被相続人　亡　島田　孝希

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

福岡市博多区美野島一〇一号　ヒルズ美野島三丁目五番四号パイン　相続財産管理人　司法書士　佐藤　直幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市大字牧一六三四番地、最後の住所大分県大分市大字千歳三七六番地の一　被相続人　亡　佐藤　例子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

大分県大分市荷揚町九番一〇号さくらビル二階　相続財産管理人　佐藤　朗

第59期決算公告

平成29年11月28日　三重県桑名市大字蛎塚新田328番地
水谷建設株式會社
管財人　天野　勝介

貸借対照表の要旨（平成29年8月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,467	流動負債	3,005
固定資産	4,461	固定負債	2,710
		株主資本	9,121
		資本金	54
		資本剰余金	303
		資本準備金	157
		その他資本剰余金	145
		利益剰余金	8,764
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	8,752
		（うち当期純利益）	(921)
		評価・換算差額等	90
		有価証券評価差額金	90
資産合計	14,928	負債・純資産合計	14,928